

「矢作川流域圏懇談会」について

1. 懇談会設置の背景と目的

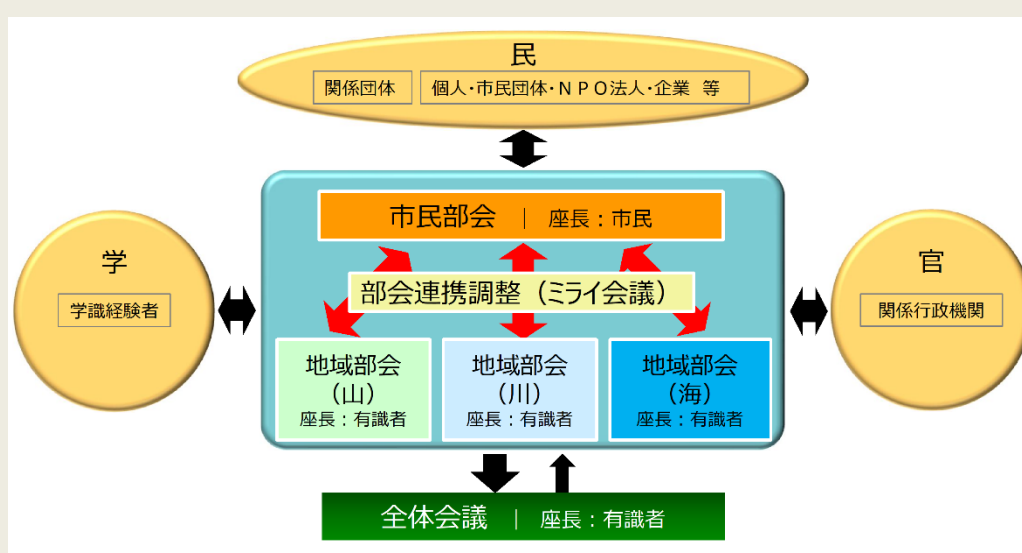
背景

- 矢作川流域では、矢作川沿岸水質保全対策協議会や矢作川流域開発研究会など、“流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと、様々な課題に取り組んできた歴史がある。
- 平成 21 年 7 月に河川法に基づく、矢作川水系河川整備計画が策定され、その中で、治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等の課題に対し、民・学・官の連携・協働による取り組みが必要であることが明記された。
- 特に、河川管理者だけでは解決できない課題に対しては、流域住民・関係機関も含めた話しあいを通じて、連携・協働の取り組みを行うことで、流域圏全体の発展につなげていくことが求められている。

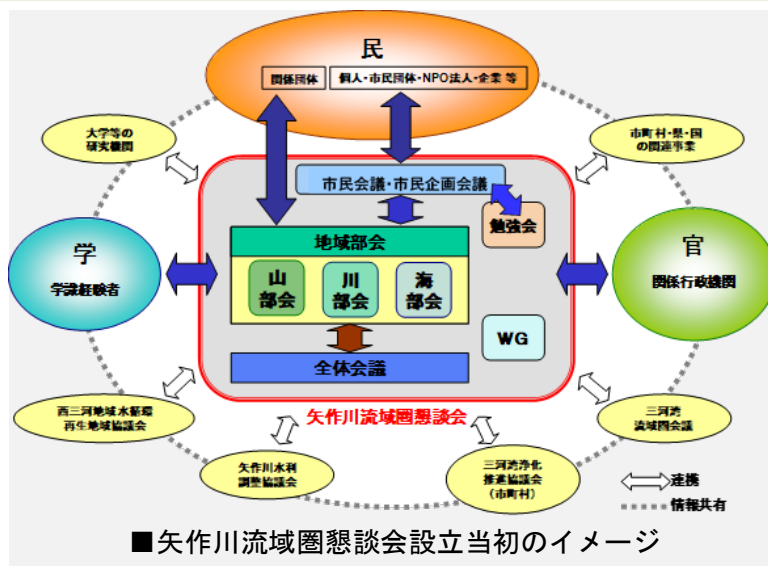
懇談会の目的

流域圏懇談会を設立することで、

- 矢作川流域圏に関する各組織のネットワーク化を図る
- 流域圏一体化の取り組み及び矢作川の河川整備に関わる情報共有・意見交換を図る



■矢作川流域圏懇談会現在のイメージ



■矢作川流域圏懇談会設立当初のイメージ

流域圏一体化の取り組み

整備計画本文抜粋(P3-22～P3-23)

第3節 調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

矢作川流域では、過去から住民が一体となって流域圏という考え方のもと様々な諸課題に取り組んできた歴史がある。今後、矢作川における治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理等の諸課題を解決し整備計画の目標を達成していくためにも“流域は一つ、運命共同体”という共通認識を持ち、調和のとれた流域圏全体の持続的発展を目指す必要がある。このためには、学識者や森林組合、漁業協同組合、土地改良区、企業、市民団体、NPO等の各種団体、国、県、市町村の関係行政機関がそれぞれの役割について認識を持ち、互いに連携して諸課題の解決に取り組む必要がある。

第1項 流域圏一体化の取り組みに関する事項

1 流域圏住民・関係者の連携強化

河川管理者だけでは解決できない課題に対して流域一体となって取り組むために、河川管理者が中心となり矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図り連携を強化していく。流域圏住民と関係者間の交流を深めるため、流域圏内で各組織や団体が取り組んでいる川づくり、森づくり等の活動に関する情報発信を支援し、住民参加を促進させる。このため、各組織や団体が実施している森林保全、水質保全、三河湾再生に向けた取り組み等について、今後のさらなる充実に向け行政、住民、学識者等が情報共有、意見交換を実施し、さらに課題を解決するための場として新たな枠組み（**流域圏懇談会（仮称）**）を検討していく。

2 流域圏住民の啓発活動

矢作川流域圏に関わる者の“流域は一つ、運命共同体”という意識を醸成するため、行政及び住民が流域圏におけるそれぞれの役割を認識するための啓発活動に協力する。

住民の防災意識向上のため、過去の災害の経験、知識を活用し、県・市町村と連携した防災学習や防災訓練等を実施するとともに洪水・土砂災害ハザードマップの作成・公表の支援を行う。さらに、水を大切にする「節水型の地域づくり」に向け、県・市町村、関係機関、市民団体等と連携したPR等の活動を支援する。

企業、住民・NPO団体が実施している河川清掃等の河川愛護活動については参加促進などの支援を行い、流域圏住民の河川愛護意識の高揚を目指す。

3 行政と住民が連携した調査・研究の充実

河川整備計画を実施していく上でのフォローアップとして、行政・住民等が連携して定期的な環境調査や水質監視、土砂動態調査を実施し、流域の河川や森林等の現状や変化等を把握する。また、調査で得られた情報や知見及び各機関や組織で実施された研究成果について情報の共有及び情報発信できる仕組みの構築を検討する。

4 河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

流域圏における水源地の重要性を認識し、上矢作ダムに係る経緯を踏まえ、森林保全基金等既存組織の活用を含め、農山村の活性化に資するよう関係機関と連絡調整を図り、水源地における必要な社会資本整備を推進する。

また、流域の豊かな自然環境・風土・歴史・文化等を踏まえ、本来河川空間が有している人々のふれあい・安らぎの空間、市街地周辺における豊かな自然環境を有する空間の創出を目指し「かわまちづくり」に資する整備を図れるよう調整・連携を行う。

流域圏が一体となった取り組みにより安心・安全を確保し、水資源の有効な活用及び安定した供給を目指すとともに、豊かな潤いのある河川環境を保全することで河川を中心とした社会基盤を形成し地域の活性化につなげていく。

2. 設立趣旨及び規約等

矢作川流域圏懇談会設立趣旨

矢作川流域では、従来より住民が一体となって流域圏という理念のもと様々な課題に取り組んできた歴史があります。

また、平成 21 年 7 月に策定された「矢作川水系河川整備計画」においては、矢作川流域圏として安心して心豊かに暮らせる社会基盤形成を図るためには、矢作川に係る治水、利水、環境、総合土砂管理、維持管理、地域活性化等の諸課題について、住民、学識経験者、行政等の関係者相互が“流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと情報共有・意見交換を行い、課題解決に向けた施策を総合的に進めることが必要であることを改めて再認識し、これらの課題を解決するための新たな枠組みを検討していくことが明記されました。

このため、矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図るとともに、流域圏住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取り組み、ならびに矢作川に係る河川整備について、情報共有・意見交換できる場として“矢作川流域圏懇談会”を設置するものです。

矢作川流域圏懇談会規約

第1条（名称）

本会は、「矢作川流域圏懇談会」(以下、「流域圏懇談会」という。)と称する。

第2条（目的）

流域圏懇談会は、矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図るとともに、流域圏住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取り組み、ならびに矢作川に係る河川整備について、情報共有・意見交換を行うことを目的とする。なお、流域圏懇談会の構成員は、調和のとれた矢作川流域圏の実現に向け、お互い協力・連携するものとする。

第3条（活動内容）

流域圏懇談会は、次に掲げる活動を行う。ただし、法律で認められた権利の阻害等に直接結びつくと考えられる内容については、取り扱わないものとする。

1) 流域圏一体化の取り組み

(1)課題についての情報共有を図る。

(2)流域圏懇談会で取り扱う課題を整理する。

(3)課題に対して、協働・連携した取り組みを意見交換する。

2) 矢作川に係る河川整備について

(1)河川整備の進捗状況について、情報共有を図る。

(2)河川整備の進め方等について、意見交換を行う。

第4条（組織）

1 「流域圏懇談会」

「全体会議」、「地域部会」、「市民部会」で構成する。必要に応じて「ワーキンググループ(WG)」、「勉強会」を開催する。別表の民(個人、市民団体等及び関係団体)・学(学識経験者)・官(行政機関)で構成する。

2 「全体会議」

山・川・海の各部会、市民部会で検討した課題やその解決手法を流域全体としてとりまとめ、情報一元化を行うとともに、その結果を各部会へフィードバックする。

3 「地域部会」

流域圏を山・川・海の3つに分け、それぞれの地域特性に応じた課題の明確化とその解決手法を話し合い、参加者の情報共有を図る。

4 「市民部会」

住民の視点から具体的な課題の提起や課題解決のアイデア出しなどを行い、地域部会への提案を行う。

5 「ワーキンググループ」

必要に応じて開催し、具体的な課題への対応や協議・調整を行う。

6 「勉強会」

必要に応じて民・学・官の構成員が活動内容の自主発表や意見交換・交流を行うとともに、課題の解決に向けた学習機会の提供を行う。

第5条（運営方法）

- 1 全体会議、地域部会、市民部会(以下、「全体会議等」という。)には、座長および副座長をおくこととし、構成員の互選によってこれを定める。全体会議の副座長は、地域部会の座長とし、地域部会及び市民部会における副座長は複数名おくこととする。
- 2 座長に事故のあるときは、副座長が代行する。
- 3 全体会議等は、それぞれの座長が招集する。
- 4 座長はそれぞれの会議の議事の運営を行う。
- 5 副座長は、それぞれの会議において座長の議事運営の補佐をする。
- 6 座長及び副座長の任期は3年とし、その再任を妨げない。
- 7 全体会議等は、必要に応じて外部関係者の意見を聴くことができる。

第6条（流域圏懇談会の公開）

「全体会議」、「地域部会」、「市民部会」は、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則的に公開とし、公開方針は別に定めるものとする。

第7条（事務局）

流域圏懇談会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所におく。

第8条（雑則）

この規約に定めるものの他、流域圏懇談会の運営に関し必要な事項は、流域圏懇談会で定める。

附則

<制定> 平成22年8月28日

<改訂> 平成30年4月1日

参加組織（令和5年1月時点）

【民（個人・市民団体等）】個人41人、市民団体等の46団体

【民（関係団体）】森林組合、漁業協同組合、土地改良区、中部電力（株）、矢作川水源基金
矢作川沿岸水質保全協議会等の21団体

【学（学識経験者）】14人

【官（行政機関）】3省1庁、3県14市3町2村

民（個人・市民団体等）

名古屋市在住者、瀬戸市在住者、豊橋市在住者、西尾市在住者、安城市在住者、岡崎市在住者、豊田市在住者、大府市在住者、刈谷市在住者、東海市在住者、幸田町在住者、恵那市在住者、岐阜県羽島郡在住者、長野県上伊那郡在住者、流山市在住者、大同大学学生、BIO de BIO、「あいちの海」グリーンマップ、アグロ・プエルタ、アロマギフト、コモ・スクエア、愛知・川の会、浅田電気保安事務所、伊勢・三河湾流域ネットワーク、一色川の水辺を美しくする会、奥矢作森林塾、乙川を美しくする会、上矢作ダム問題連絡協議会、上矢作町自治連合会、三州しん森社中、中部復建(株)、中部森林開発研究会、鳥川ホタル保存会、豊田市自然愛護協会、豊田市親王町自治会、とよた都市農山村交流ネットワーク（萩野 NPO「結の家」）、西垣林業株式会社、中部ESD拠点（名古屋市立大学人文社会学部）、西三河南部生態系ネットワーク協議会、西三河野鳥の会、早川をよみがえらせる会、（一般社団法人）物々交換局、三河湾浄化市民塾、水と緑を守る会・岡崎、めえブルファーム、（特定非営利活動法人）森の民 ねばりん、森を再生する会、家下川を美しくする会、矢作川学校、矢作川環境技術研究会、矢作川源流の森ねば、矢作川森林塾、矢作川水系森林ボランティア協議会、矢作川水族館、矢作川治水史研究会、矢作川天然アユ調査会、矢作川をきれいにする会、矢作水源フォレストランド協議会、矢作古川を美しくする会、一般社団法人奏林舎、有限会社オフィス・マッチング・モウル、コハ美術、NPO 法人 地域の未来・支援センター、NPO 法人アースワーカーエナジー、岐阜県森林組合連合会

民（関係団体）

恵南森林組合、豊田森林組合、岡崎森林組合、根羽村森林組合、愛知県漁業協同組合連合会西三支部、矢作川水系漁業協同組合連合会（矢作川漁業協同組合）、西三河漁業協同組合、一色うなぎ漁業協同組合、大浜漁業協同組合、衣崎漁業協同組合、幡豆漁業協同組合、東幡豆漁業協同組合、吉田漁業協同組合、明治用水土地改良区、豊田土地改良区、矢作北部土地改良区連合、矢作南部土地改良区連合、矢作川沿岸土地改良区連合、中部電力(株)、矢作川水源基金、矢作川沿岸水質保全対策協議会

学（学識経験者）

名古屋大学 名誉教授 辻本 哲郎

東京大学 大学院農学生命科学研究科 附属演習林 企画部 企画部長 教授 蔵治 光一郎

NPO 法人 山里文化研究所 副代表 丹羽 健司

信州大学農学部 助教 城田 徹央

愛知工業大学工学部土木工学科 教授 内田 臣一

大同大学工学部建築学科 土木・環境専攻 教授 鷲見 哲也

名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 溝口 敦子

大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 社会基盤工学部門 教授 青木 伸一

名城大学大学院総合学術研究科 特任教授 鈴木 輝明

名古屋大学工学研究科 社会基盤工学専攻国土デザイン研究室 講師 中村 晋一郎

豊田市矢作川研究所 主任研究員 洲崎 燈子

愛知県水産試験場 漁場環境研究部 漁場改善グループ 主任研究員 武田 和也

愛知県水産試験場 内水面漁業研究所 所長 中嶋 康生

全国水産技術者協会 東海・北陸支部 支部長 石田 基雄

官（行政機関）

長野県

平谷村、根羽村

岐阜県

恵那市、瑞浪市

愛知県

設楽町、新城市、豊田市、岡崎市、安城市、幸田町、みよし市、刈谷市、知立市、高浜市、東浦町、半田市、
武豊町、碧南市、西尾市

長野県

危機管理部、環境部、農政部、林務部、建設部

岐阜県

危機管理部、環境生活部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部

愛知県

防災安全局、環境局、環境政策部、農業水産局、農政基盤局、建設局、企業庁水道部

農林水産省 東海農政局

農村振興部建設課

林野庁中部森林管理局 名古屋事務所

環境省 中部地方環境事務所

総務課

国土交通省 中部地方整備局

企画部広域計画課、建政部都市整備課、河川部河川計画課、河川部地域河川課

三河港湾事務所、矢作ダム管理所、豊橋河川事務所

矢作川流域圏懇談会の「全体会議」、「地域部会」、「市民部会」の 情報公開について

1. 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシーに関する議事については、非公開とする。
- (2) 会議の円滑な進行のため、カメラ、ビデオの撮影は、冒頭の座長挨拶までとする。
- (3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議中に一般傍聴者の発言は、取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問については、会議後、事務局において対応する。
- (4) 会議の開催は、豊橋河川事務所ホームページへ等により行う。

2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

- (1) 会議資料や議事概要は、原則として事務局より公表し、閲覧できるようにする。その方法は、豊橋河川事務所ホームページに掲載するとともに、事務所で閲覧できるようにする。ただし、個人のプライバシーに関する資料等については非公開とする。
- (2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、座長が必要と認める場合は、座長による記者会見を行う。

3. 会議の傍聴

- (1) 会議を傍聴される方は、会場に入室する前に、受付にて必要事項(氏名、住所)を記入すること。
- (2) 会場には傍聴席を設けるが、満席となった場合は、入室を断る場合がある。
- (3) 会議の構成員の総意として議事を非公式とする場合、又は座長が退室を命じた場合は、傍聴できないため、速やかに退室すること。

※令和 2 年度以降は、コロナウイルス感染拡大防止策による WEB 会議を設ける等の予防措置を講じたため、一部はこの限りではない。